

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和7年3月4日(火)
会議時間 9時57分開会 10時43分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：橋本晃明
委 員：只野敏彦、田村幸紀、川上 均、深沼達生
議 長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 総務課長：神谷昌彦、総務課長補佐：野々村 徹、
行政管理係長：岩橋啓太
- 6 議 件
 - (1) 令和7年第2回町議会定例会の運営について
 - ① 予定議案(町・議会)の説明
 - ② 審議方法等について確認
 - ③ 会期日程の確認
 - ④ 陳情、請願、意見書について
 - ⑤ 予算審査特別委員会における資料の申出について
 - (2) 条例改正及び規程の改正について
 - ① 清水町議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ② 清水町議会の個人情報保護に関する条例施工規程の一部を改正する規程の制定について
 - (3) 令和7年度町議会定例会日程(予定)について
 - (4) 議員研修の受講希望者の確認について
 - (5) 令和7年度議会運営委員会所管事業の取り組みについて
 - ① 議会報告会と町民との意見交換会について
 - ② 模擬議会について
 - (6) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

【開会 9：57】

(1) 令和7年第2回町議会定例会の運営について

① 予定議案(町・議会)の説明

委員長(橋本晃明)：只今より議会運営委員会を開催する。本日は令和7年度第2回定例会の運営についてという事で、予定議案の説明を執行側よりいただいて質疑をうけたいと思う。よろしくお願いします。

総務課長(神谷昌彦)：それでは副町長退任になっているので、私の方から、3月定例会の予定議案等について説明をさせていただく。お手元の議案書をご覧いただきたいと思う。議案番号順に説明させていただく。まず、議案第3号～第8号は、令和6年度一般会計以下6会計の補正である。一般会計予算についてのみ説明する。歳入歳出予算の総額に2,924万7千円を追加し、総額を96億788万円とするものである。11ページをお開き願う。歳入より説明する。11款1項1目地方交付税は、普通交付税の再算定が行われたことによる追加交付で9,547万1千円の追加である。14款、使用料及び手数料から、16ページ、22款、町債までが歳入の補正となるが、全て収入額の確定見込み、または収入額の確定による補正である。17ページへまいる。歳出の補正である。歳出の説明について、36ページまで続いているが、ほとんどが事務事業の完了見込み、または事業費の確定による不用額の減額なので、追加補正となる項目のみ説明をさせていただく。19ページをご覧いただく。3款1項4目 障害福祉費、22節償還金、利子及び割引料18万4千円の追加は、自立支援給付費負担金の過年度分の補助金額の確定に伴う返還金の補正である。2項1目児童福祉総務費24万1千円の追加は、保育施設の広域入所利用者の増加による給付金の補正である。20ページの中程に参る。6目児童療育支援費109万8千円の追加は、通所給付費の増加見込みによる補正である。23ページの下に参る。4款2項1目、清掃費、18節198万8千円の追加は、十勝圏複合事務組合で共同処理をしているごみ処理分、新中間処理施設整備分及びし尿処理分の負担金額確定見込みによる補正である。25ページをご覧いただく。25ページの一番下、6款1項6目、土地改良事業費234万円の追加は、道営畑地帯整備事業の負担金の補正である。27ページの下に参る。7款1項1目、商工振興費95万7千円の追加は、物価高騰等により中小企業近代化資金の利用が増加したことによる補正である。33ページの下に参る。10款2項1目、小学校管理費679万3千円の追加、及び、34ページ、3項1目、中学校管理費126万5千円の追加は、学校特別防犯対策事業として御影小学校職員玄関ドア防犯対策工事と各小中学校に非常用通報装置を設置する補正である。36ページをご覧いただく。

12款1項2目、利子50万円の追加は、歳計現金不足見込みに係る基金繰替運用に伴う支払利子の補正である。13款2項1目基金費については、今回の補正予算による調整額として1億4,966万2千円を財政調整基金及び減債基金へ積立てをするものである。5ページにお戻り願う。5ページについては、第2表、地方債補正である。今回の歳入予算の補正に伴って、地方債の借入限度額を追加及び変更するものである。起債の目的ごとの限度額については、第2表に記載のとおりである。6ページに参る。第3表、債務負担行為補正、追加となる。議案第25号で説明するが、指定管理契約を複数年で行うため、債務負担行為を設定するものである。清水町社会体育施設運営管理については、期間が令和7年度から令和9年度までの3年間とし、3年間分の契約限度額を1億2,497万4千円とするものである。7ページに参る。第4表、繰越明許費である。繰越明許費は、今年度内に事業が完了としないものについて、今年度の予算を翌年度に執行するために行う手続である。4款2項のし尿処理事業については、十勝圏複合事務組合で行う汚泥処理設備の更新工事の一部が年度内に完了しないことから、本町の負担金分7千円について繰越しを行うものである。10款2項の小学校特別防犯対策事業及び3項の中学校特別防犯対策事業については、歳出で説明した御影小学校職員玄関ドア防犯対策工事及び各小中学校に非常用通報装置を設置する工事になる。翌年度に小学校費が679万3千円、中学校費が126万5千円の繰越しを行うものである。新設条例及び一部改正条例が、議案9号から第14号の6件である。概要を、説明する。議案第9号、清水町まち・ひと・しごと創生基金条例は、企業版ふるさと納税による会計年度を跨ぐ寄付や計画的な積立等、柔軟な寄付受け入れ体制の整備のため、税制改正における3年間の税額控除の特例措置延長（令和9年度まで）に合わせ基金条例を制定し、寄付受け入れのさらなる促進を図るため、新規に制定するものである。議案第10号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行（令和7年6月1日）により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑に一元化されることから、関係する条例の改正を行うものである。議案第11号、清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例は、令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、国家公務員において今後の改正が見込まれる項目について、本町においても国の改正に準じた改正を行うものである。議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、引用事項を改める必要が生じたため改正を行うものである。議案第13号、清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、令和6年度人事院勧告の給与制度のアップデートに基づき、国家公務員に準じた改正を行うものである。議案第14号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、少人数学級臨時教諭の給料について、令和6年度人事院勧告に基づき、条例で定める上限額を改正するものである。議案第15号、定住自立圏形成協定の変更については、

第4期十勝定住自立圏共生ビジョンの策定に伴い、「定住自立圏の形成に関する協定書」の一部を変更する協定の締結が必要となるため、提案するものである。議案第16号から議案第21号までは、令和7年度一般会計以下6会計の設定である。予算書のほかに、予算に関する資料を合わせて配布している。議案第22号清水町公平委員の選任については、現在1期目の高橋委員が5月24日で任期満了となることから、再任の提案をさせていただくものである。議案第23号清水町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現在1期目の残間委員が4月23日で任期満了となることから、再任の提案をさせていただくものです。議案第24号人権擁護委員候補者の推薦についてだが、現在委員の猪早委員が6月30日の任期満了をもって退任されることから、新たに恩田委員の推薦について、議会の意見を求めるものである。議案第25号、指定管理者の指定については、地方自治法の規定により、新年度からの指定管理者の指定について、議決を求めるものである。清水町社会体育施設の指定管理者として、株式会社ソルプレーサ・イノベーションズを選定し、指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とするものである。年度内に指定管理協定を締結する必要があることから、一般会計補正予算の債務負担行為の設定と併せて、今回提案を行うものである。議案については以上である。その他所信表明については、今回、骨格予算となることから、町長から、これからの町政運営にあたる基本的な考えについて、所信表明を述べさせていただく。その他行政報告については、今のところ予定はしていない。一応今回、定例会に対する議案を進めさせていただくのでよろしくお願いする。

委員長：次に議会提出分について事務局説明をお願いします。

議会事務局長(大尾 智)：議会提出分について説明する。所管事務調査等の申し出、各常任委員会および議会運営委員会から行う予定である。陳情、請願、意見書等については、請願が1件きている。食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める請願という事で、清水町農民連盟からの請願である。それから、議員提出議案を1件予定している。内容については後ほど説明するが、清水町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について改正が必要となったので、議員提出議案という事で提出予定としている。

②審議方法等について確認

委員長：次に審議方法等について確認という事でよろしくお願いする。新設条例はこれまで所管する委員会に付託することを基本としており、議案第9号、清水町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定については、総務産業常任委員会に付託し審査する。なお、議案第10号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関

する条例の制定については、刑法の一部改正に伴い、罰則に規定する懲役または禁錮を、拘禁刑へ修正を要するための条例の整備によるものであるもので、条例制定ではあるが委員会への付託は行わない。以上についてお諮りしたいがよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：新年度予算及び関連条例については、会議規則等運用例第77項に基づき、議長を除く全員による特別委員会を設置して審査を付託し、会期内審査としてよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：新年度予算に関係しない条例の一部改正、補正予算、一般議案等は、本会議審議としてよろしいか。

（「はい」との声あり）

③会期日程の確認

委員長：次に会期日程の確認をしたいと思う。まず執行側に、条例の一部改正、補正予算及び一般議案等の議案について、審議日程の要望はあるか。

総務課長：急いでいただきたい議案がある。補正予算については最終日ということではあるが、議案25号の指定管理者の指定については、議案第3号から8号に一般会計補正予算以下6会計の補正予算とセットとなっている。指定管理者の指定については、4月1日からの指定となるので、それまでに協定書の締結等かかってくる部分もあるので、できれば初日の審議ということをお願いしたい。

委員長：今執行側から早くしてほしいという要望があったが、そのように進めてよいか。

（「はい」との声あり）

委員長：次に今確認したことを踏まえて、町提出及び議会提出の現状でのおおよその日程について、日程案を事務局長願います。

議会事務局長：会期初日3月12日(水)午前10時開会予定である。開会前、議会運営委員長より委員長報告をする。開会して、先ほど執行側からあったとおり行政報告の予定はない。まず町長の所信表明を行った後、条例制定議案第9号の清水町ま

ち・ひと・しごと創生基金条例の制定についてということで、こちらを総務産業常任委員会へ付託する。それから新年度予算、関連条例を予算審査特別委員会へ付託する。これは議案 13 号、職員給与に関する条例、それから 14 号の 2 号会計年度職員の給与条例である。それと令和 7 年度の議案 16 号から 21 号までの各会計の会計年度予算についても併せて予算審査特別委員会へ付託する。その後補正予算、令和 6 年度一般会計以下 6 会計の補正予算および今、総務課長から説明があったように、指定管理者の指定についての議案を一括として審議する。それから議会関係の議案等として、請願先ほど 1 件あるということを上げた。それを所管委員会へ付託する。それから常任委員会等の報告については、今回所管事務調査を行っていないので、なしということになる。ちなみに本会議終了後は、予算特別委員会の最初なので議長が招集し正副委員長と審査日程を決定して、17 日に諸般の報告として正副委員長の報告をしたいと思う。それから毎回であるけれども、総務産業、厚生文教の常任委員会を予定している。次、3 月 13 日木曜日から 16 日の日曜日の 4 日間は休会とする。3 月 17 日に再開する。月曜日、先ほど申し上げたように、まず諸般の報告で予算委員会正副議長を報告する。それから請願 1 件に係る新委員会での審査報告をする。その後、一般質問となるが、翌 3 月 18 日火曜日も引き続き一般質問を予定しているが、これについては人数によって変更があると思う。それから 3 月 19 日から予算審査特別委員会 1 日目である 3 月 20 日は春分の日、祝日なので休会である。3 月 21 日金曜日、予算審査特別委員会の 2 日目ということで今回に関しては予算審査特別委員会 2 日間ということになる。それから 22 日土曜日、23 日日曜日の 2 日間は休会である。24 日月曜日は、午前中小学校の卒業式があるので、午後 1 時半開会ということで、最終日である。まず、委員会審査報告ということで、新設条例の審査委員会報告および採決、それから予算審査特別委員会の委員会審査報告および採決、それから条例の一部改正議案 10 号、刑法改正に伴う関係条例の整備それから 11 号の勤務職員の勤務時間、休暇等条例、それから 12 号の職員の育児休暇等に関する条例を採決する。それから人事案件として、議案 22 号 23 号の公平委員から固定資産新評価審査委員の選任を行う。さらにその他の議案ということで、議案 15 号の定住自立圏形成協定の変更について、それから議案 24 号、人権擁護委員候補者の推薦について、それから先ほど申し上げたように、議会関係の条例制定ということで議員提出議案第 1 号として議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正条例、それから請願について採択となった場合には、意見書の提出について、それから所管事務調査の申し出ということである。最終日の本会議終了後、広報広聴委員会の開催および委員会の懇親会を予定している。

委員長：ただいま事務局長から説明あったが、この日程でよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：最終的には一般質問の通告を受け、追加議案等を確認して次回の委員会で決定することにする。

④陳情、請願、意見書について

委員長：次に陳情・請願・意見書について、1件食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める請願が出ている。説明をお願いします。

議会事務局長：別紙でお配りしていると思うが、清水町農民連盟の方から紹介者桜井議員ということで出ている。中身についてはご覧いただければと思うので省略する。

⑤予算審査特別委員会における資料の申出について

委員長：最後に予算審査特別委員会における資料の申出についてだが、これまで特別委員会での効率的な審査を行うため、基本的な内容の確認は各課に行うなど事前に準備して質疑に臨むこととし、非公式であるが、質疑に必要な資料については予め申し出ていただきまとめて提出を受けている。本年度においても同様とすることによってよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：予算のどの項目のこういった内容を確認するための何の資料かをあらかじめ示し、質疑に必要なものは特別委員長が判断させていただくという中で進めていく。スケジュールとしては3月12日午前中に締め切って3月18日に議会事務局への提出を受け、3月19日配布という形でよろしいか。

（「はい」との声あり）

総務課長：追加議案書については、今後確定次第また議長及び委員長に、ご相談させていただきたいと思うが、今のところ予定しているものについては先ほど報告なかったので少し追加して説明よろしいか。副町長の選任については、今選任中なので、会期中に提案をさせていただくことになっている。それと新町長の政策予算については明日ヒアリングを行うので、その内容によっては4月からすぐ町民生活に影響するものについては、ヒアリングの結果次第では、最終日に補正予算ということで追加させていただく可能性もあるので、一応ご報告させていただきたいと

思う。

委員長：3月24日ということでよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：それではここで執行部には退席していただく。暫時休憩する。

【休憩 10：28】

【再開 10：28】

（2）条例改正及び規程の改正について

①清水町議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。その他として清水町議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容について事務局説明願う。

事務局長：別紙1の清水町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定の提案理由について説明したいと思う。1枚目見ていただくと本当に短い改正で、2枚目以降の新旧対照表をご覧になりながら説明を聞いていただきたいと思いますけれども、昨年の5月1日に長い法律けれども、行政手続きにおける特定の個人を識別するための利用等に関する法律、いわゆる番号利用法、マイナンバー法といわれているものが改正された。令和7年4月1日から施行されることに伴って、同法を引用している本条例についても条ずれが発生するために、今回条例改正を行うというものである。マイナンバー法においては、第2条というところで、法律の用語の定義をしているけれども、その中に新たにカード代替磁気的記録というのが定義されたところである。これは何かというと、スマートフォンでマイナンバーカードの顔記載事項、それからマイナンバーカードの記載事項や、それから顔写真情報が搭載可能ということになるということである。それで、この定義の中に項目追加されたことにより第2条第10項で引用している法第2条第8項が第9項、それから同じく12条5項の表の中で引用している法第2条第9項が、法第10号へというように言われたので、この条ずれを解消するために今回の条例改正を行うということで、条例の中身については特に変更があるというものではないけれども、適正な運用を図るために条例改正を行うというものである。こちらについては議会運営委員会委員長が提出者、それから各委員が賛成者ということで、最終日に議員提出議案ということで提出し、審議をいただくということになる。

委員長：ただいま説明があった部分については、総務課とも決裁合議を終了している。午後から全員協議会で確認する。先ほどの局長の説明のとおり議員提出議案として 3 月 24 日に提出をする。

②清水町議会の個人情報の保護に関する条例施工規程の一部を改正する規程の制定について

委員長：それに伴って②の規定の制定についての説明を事務局お願いする。

事務局長：別紙の 2 をご覧いただく。分量が多くなっているけれども、こちらの部分について説明をする。新旧対照表をあわせてご覧いただければと思うが、こちらも主にマイナンバーカード関連の関係である。まず一点目として第 3 条のところであるが、各号ある中で第 8 号と第 14 号については、昨年 12 月 2 日に施行された個人情報保護法の施行令の改正に対応するもので、紙の保険証、後期高齢者医療保険証が廃止されたことによって、被保険者番号というものを規定することになったということである。第 6 号と第 7 号については、同じく施行された個人情報保護法の施行規則の改正に対応するもので保険者番号というものが削除されたところである。2 つ目として運転免許証とマイナンバーカードの一体化というように関わっているけれども、第 10 号のところに令和 7 年 4 月 24 日に施行される個人情報保護法施行令の改正に対応して、政令の規定に合わせて、免許情報記録の番号を個人識別番号にというものを加えたものである。それから第 5 条と第 11 条については法令改正に伴って表現調整をしたところである。それから第 10 条については、こちらも昨年 12 月 2 日に、施行された個人情報保護法の施行令の改正に伴って、先ほど申し上げたとおり紙の保険証が廃止にされたところで、本人確認の書類のところから健康保険証を削除する。ただ、紙の保険証は 1 年間有効なので、削除した部分については同じ号の中に見ていただくと、同じものの中にその他法律またはこれに基づく条例の規定により交付された書類であって、当該開示請求等が本人であることを確認するに足りるもの、というものが規定があるので、そこを引き続き運用することで、その 1 年間の分は対応できるということである。次に様式の 1 号 10 号 16 号、こちらについてはいずれも改正等に伴う書類の様式だけれども、こちらの中にある本人確認書類のところから健康保険証を削除する。条例と同様にマイナンバー等の関係の必要な改正である。これは規定なので、議会で議決は必要ないので、皆の了解いただければ議長決裁で改正する。

委員長：別紙 1、別紙 2、それぞれの個人情報の保護に関する条例の規定の一部を改正するというので今説明あったが質疑あるか。

(「なし」との声あり)

(3) 令和7年度町議会定例会日程(予定)について

委員長：次に(3)になる。令和7年度町議会定例会の予定だけれども、これについて皆のお手元に別紙3ということで、日程については、以前執行側から了解を得ている定例会については、これまで第2火曜日開会を念頭に日程調整しているが、各行事、秋祭りや国民の祝日等があるので、それらを含めた上で、別紙のとおり予定をしたいと思う。あくまでも現段階ではまだ予定であるので、不都合が生じた際には、都度協議して変更するということもあるかもしれないが、一応この予定でいきたいということで組んである。皆、確認をしていただきたいと思うが何かあるか。

(「なし」との声あり)

委員長：なければこのように進めさせていただきたいと思う。全員協議会でもこれと同じものを報告したい。

(4) 議員研修の受講希望者の確認について

委員長：次に議員研修の受講希望者の確認だけれども、議員研修の充実を図るため、道外研修所等の研修に議員を派遣しているが、今年もすでに募集を開始していて、既に申し込みされた方もいるが、議員派遣という形で議決をとる関係上、6月定例会までの間に開催される研修については、参加を検討されている議員は締め切りまでに申し込んでいただきたいと思うけれども、この点については全員協議会で事務局に説明・伝達をしていただく。

(5) 令和7年度議会運営委員会所管事業の取り組みについて

①議会報告会と町民との意見交換会について

委員長：昨年は常任委員会道外視察を秋に実施するため、7月に開催したが、令和6年度と同様に10月を目途に開催時期、開催方法、時間・場所については、「議会活性化」の中間報告のとおりを実施したいと思うがよろしいか。

(「はい」との声あり)

委員長：それでは、議会運営委員会での確認をもとに全員協議会で方針を説明する。

②模擬議会について

委員長：次に、模擬議会についてだが、令和２年度以降、一般質問形式で清水高校模擬議会を開催してきた。令和７年度事業について、高校側と内容等を協議して確認していくが、一般質問の精度を上げる工夫、これは高校側との協議回数を増やすことを含めながら、工夫が必要と考えているため、今後の議運の中で協議していくということで、模擬議会について皆から何かあるか。

（「なし」との声あり）

委員長：議会運営委員会での確認をもとに、全員協議会で方針を説明するというところでよろしいか。

（「はい」との声あり）

（６）その他

委員長：その他になにかなければ、以上で議会運営委員会を終了する。

【閉会 １０：４３】